

令和 7 年度 芝園小学校いじめ防止基本方針

富山市立芝園小学校

(01)

目 次

1 芝園小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) いじめの定義	1
2 本校のいじめの実態と課題について	3
(1) 本校の実態	3
(2) 本校の課題	3
3 いじめ問題への対応について	3
(1) いじめ防止のための取組	3
(2) いじめの早期発見のための取組	4
(3) いじめが起きたときの対応	5
4 重大事態への対処	6
(1) 重大事態とは	6
(2) 重大事態の対応について留意事項	6
※ 参照資料	7～10

芝園小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立芝園小学校は、学校や家庭、地域、その他関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「芝園小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童にかかわる問題であるという認識に立ち、児童が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを児童が十分理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者・関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(3) いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
- ・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる
- ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

（「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改定）>を参照。以下「国の方針」という。）

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消とはできない。「解消している状態」と判断するには、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点では、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童及びその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・友人関係のトラブルから冷やかしやからかい、かげ口等が見られる。また、聞いたことや噂等を友達の気持ちを考えることなく吹聴するなど、相手に対する思いやりの欠如からトラブルが拡大している事案が見られる。
- ・普段の言葉遣いにおいて、言葉の乱れが見られる。
- ・SNS上の不用意な発言から、相手の心を傷つけ、友達関係の悪化が見られる。

(2) 本校の課題

- ・それぞれに進級し、学級編制による新たな人間関係の中で、からかいやかげ口等の言葉によるいじめが再発したり、大人の気付かない場所でいじめが行われたりする懸念がある。そのため、4月当初の学級の仲間づくりやいじめ未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等につながる、普段の言葉の乱れに気をかけ、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。
- ・今後、クロームブックを使ったチャット、携帯電話、ゲーム機等の通信機能を使つたいじめが発生する心配もあるため、ネットモラルに関する指導及び chromebook を使つたチャット等の内容の把握、制限、監視を一層しっかりと行つ必要がある。また、何よりも保護者の協力も得ることが大切である。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

- ・全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、児童だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童及び保護者に示し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・ライフスキルを取り入れるなど、児童のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、自然体験学習や宿泊学習等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感できるようにする。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・いじめを人権問題ととらえ、「人権教育の指導事例集」等を参考にした授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、児童の人権意識の向上を図る。
- ・児童に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努める。
- ・いじめを受けている児童が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示す。

- ・児童会等、児童による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組ませ、児童の自己指導能力を育てる。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ・学校として「特に配慮が必要な児童※」については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

※ 特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災等により、被災した児童等。

- ・教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※ 参照① 【表1 芝園小学校いじめ対策委員会】

※ 参照② 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、児童の言動や表情を細かく観察することや児童に対する毎月の定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・いじめは大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている児童は、進んで相談することが少ないため、教職員や保護者は、児童が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・いじめを受けている児童にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、即時丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※ 参照③ 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

※ 参照④ 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家・教員経験者・警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。
- ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家・教員経験者・警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知

する。

- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合

*これらがいじめによるもので
ある疑いが生じているとき

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。）

- ・一定期間連続して欠席している場合 *いじめによるものである疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

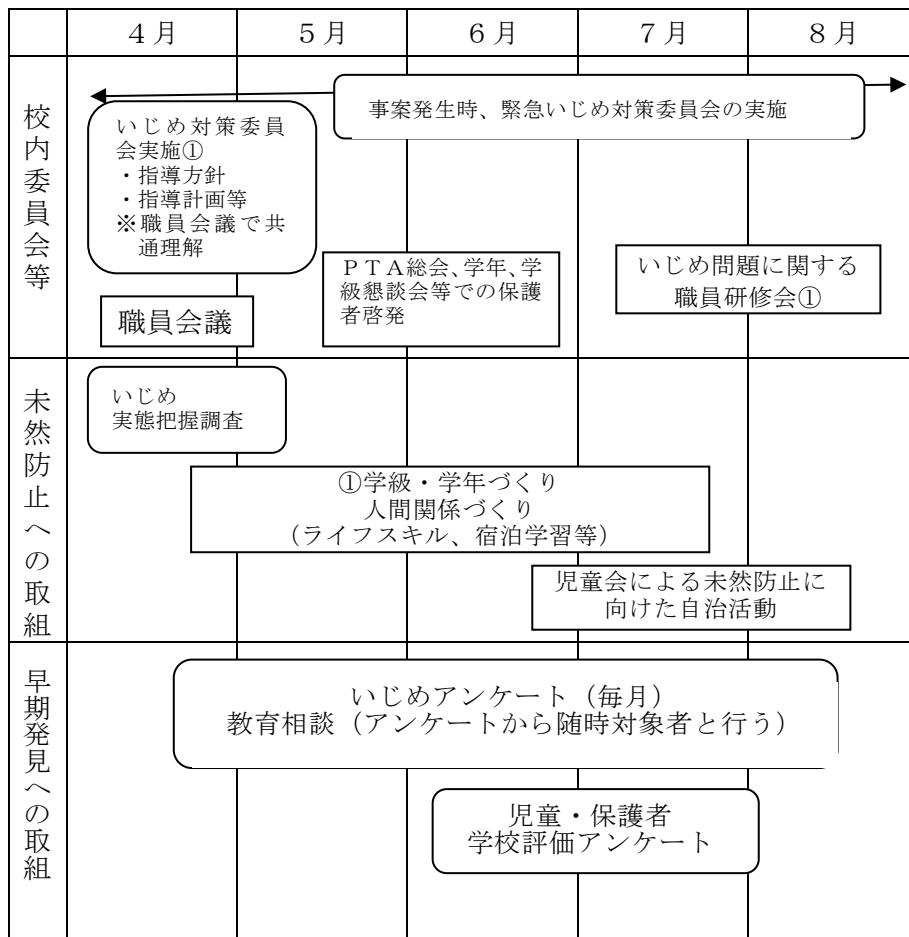
- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ・学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を検討する。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※ 参照① 【表1 いじめ対策委員会】

役 職	分担 1	分担 2	備 考
校長	総 括		
教頭		対応班	
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班		
スクールカウンセラー	調査班	対応班	
スクールソーシャルワーカー			
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	

※ 参照②

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

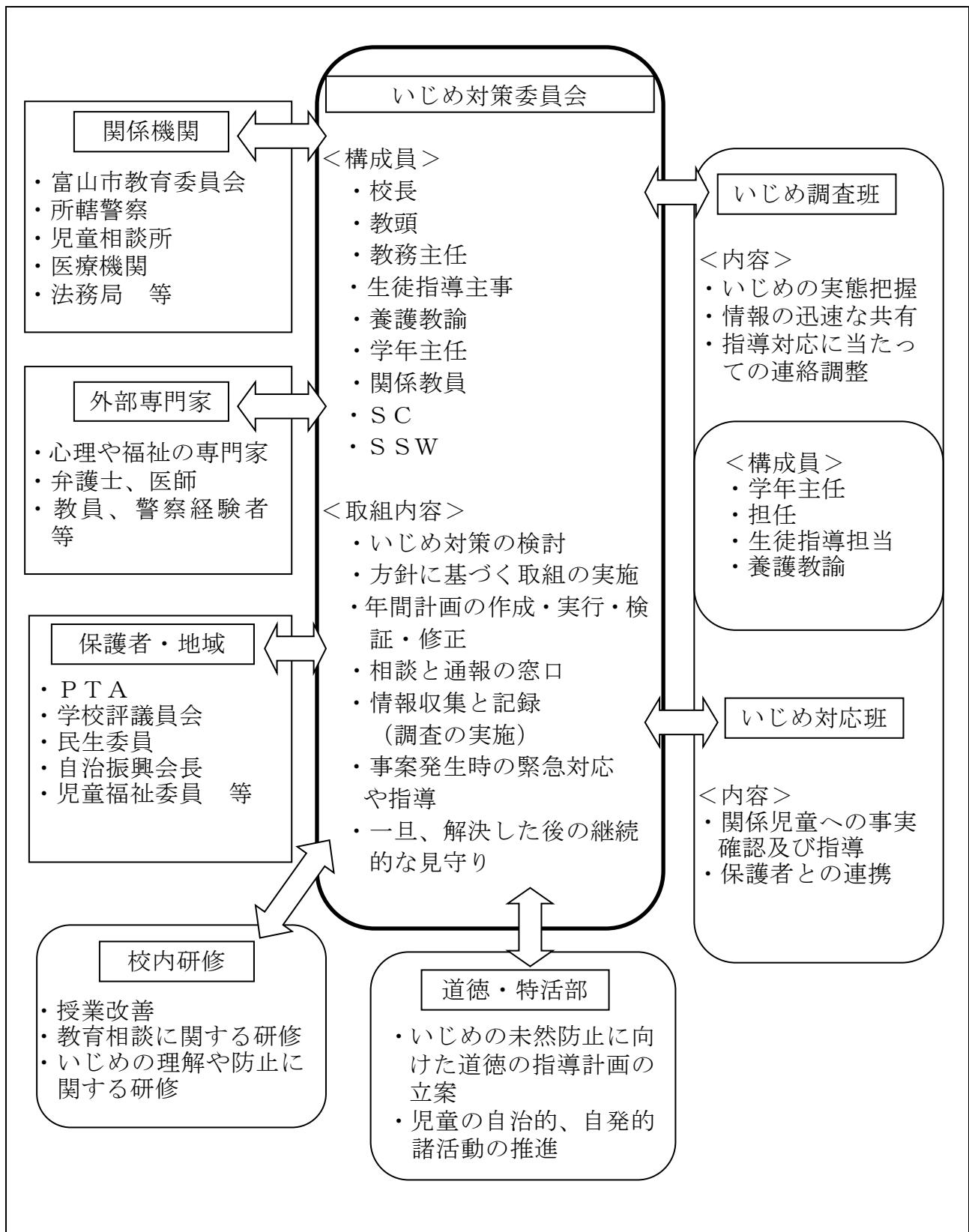


	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施		いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (ライフスキル、運動会、自然体験学習、宿泊学習等)		児童会による「人権週間」への取組		③学級・学年づくり 人間関係づくり (ライフスキル、縦割り班活動、卒業を祝う週間等)		道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組		いじめアンケート（毎月） 教育相談（アンケートから隨時対象者と行う）		児童・保護者 学校評価アンケート			

※ 参照③

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



※ 参照④

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

